

高レベル放射性廃棄物処分問題に関する緊急声明
～最終処分法を見直せ 総量確定によって国民的合意を～

脱原発をめざす首長会議は2016年11月11日、高レベル放射性廃棄物の最終処分問題に関して、次のように政府に申し入れた。

「最終処分問題について社会的合意を得ながら前進させるためには、まずは原子力発電を終息させるという方針を打ち出し、核廃棄物の総量を確定させることなどが必要となってくる。そうしないと処分をめぐる合意形成の出発点には立てず、自治体をいたずらに混乱させるだけである。」

本日の当会の勉強会によって私たちが目の当たりにしたのは、最終処分場を選ぶ第一段階の「文献調査」を受け入れた自治体(北海道寿都町、神恵内村)での混乱と住民たちの苦悩である。まさに私たちが恐れていた事態が現実のものとなったのである。

政府系機関である原子力発電環境整備機構(NUMO)が進めようとしている地層処分は、地下300メートルより深い地層に人工バリアを施した高レベル放射性廃棄物を埋設するものである。日本学術会議の提言(2015年4月)が「我が国は、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込む位置にある沈み込み帯に位置するために地層の安定性に対する懸念が払拭できない」と指摘するように、地震国・火山国である日本では、社会全体で地層処分に関する理解が広がっているとは言い難い。

加えて、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する根拠法令である「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(以下「最終処分法」、2000年施行)は、第1条でこの法律の目的として「発電に関する原子力の適正な利用に資する」ことを掲げている。原発の稼働を継続、推進することを目的とする限り、日本社会に広く存在する「原発懐疑派」「原発否定派」の人々に、処分そのものの理解を得ることは困難だろう。

私たちは本日、住民の生命と平穏な暮らしに責任を有する自治体首長およびその経験者として政府に対して以下の4点を申し入れることを明らかにする。

1. 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が掲げる、原発の発電環境を整備するという目的を改めること。
2. 日本学術会議が2012年9月に内閣府原子力委員会に提示したように、高レベル放射性廃棄物の「暫定保管」と「総量管理」の2つを柱に政策的枠組みを再構築し、国民的合意を実現すること。
3. 高レベル放射性廃棄物の総量確定のために、原発稼働ゼロに向けた計画を一日も早く立案すること。
4. 高レベル放射性廃棄物を生み出す核燃料サイクル事業計画を打ち切り、使用済み核燃料は当面、乾式貯蔵すること。

2022年2月12日
脱原発をめざす首長会議